

資料

新しい合意離婚とスイスの離婚制度

松倉耕作

はしがき

- 1 スイスの離婚制度
 - 2 合意離婚と包括合意
 - 3 合意離婚の増加
 - 4 手続保障
 - 5 2000年法の予備草案
- むすびに代えて

はしがき

最初に、新しい規定に触れておこう。

第1に、スイスでは「合意離婚」という制度が認められている（形式的には、2000年施行法で導入）。合意離婚に関する民法111条（関連する112条も）の規定が、2008年に改正された（連邦議会の通過は2008年2月27日である。官報2008年1753頁以下を参照）。

本稿は、その概要を紹介することを目的とす

る。改正法の紹介に際して、旧法、予備草案ないし第1次草案（いわば中間試案）、政府草案などにも触れている。改正の趣旨が、読者に、より正確に伝わることを期待するからである。

第2に、改正規定として、下記の条文が提示された。最初に示しておこう。なお、条数の右に、カッコにいれて示された部分は、「条文の見出し」である。最近のドイツ民法におけると同様に、この部分も条文の一部である。

改正111条（A 共同の請求に基づく離婚 I 包括合意）

（1）夫婦が共同して離婚を請求し、必要な証拠つきで、かつ共同の申立てにより、離婚の効果および子について、完全な合意に達しているときは、裁判所は、夫婦を別々に、または一緒に、審問する。審問（Anhoerung）は、複数の期日を設けることができる。

（2）離婚請求および合意が自由意思に基づき、かつ十分な熟慮のすえになされたものであり、さらに子のための提案を伴う合意がであると裁判所が認めることができたときは、裁判所は、離婚を宣告する。

上記の規定につき、立法過程では、下記の少数意見（8名が支持するそれ）ある。

①（1）の1につき「当事者は、裁判所での最初の審問（聞くこと）から7日以内に、書面で、〔前項の〕合意の撤回を裁判所に申し出ることができる。」

②その他、多数意見では、改正案は任意的レファランダムに付する旨を提案しているが、それを不要とする少数意見もある（詳細は省略）。

第3に、改正法は2008年2月に公表されたばかりである。当然のこととして、改正規定について、わが国では改正法に係わる「先行研究」は存在しない。改正規定以外の記述については、主に下記の文献を参考としている。

（a）欧文献

①政府草案や予備草案についての立法資料。前者は「解説」と呼び、後者は「報告」と呼ぶ

でいる。

②Basler Kommentar Zivilgesetzbuch. Bd. I 3. Aufl. 2006. 以下では、Art.111 N.3 のように、条数とヌンマーで引用する。

③Sandos,S.,usw, Le nouveau droit du divorce. Lausanne, 2000, 407p. 8名の執筆者が、離婚法の全容を概説している。フランス語版の代表的な書籍である。

④Schwenzer,I., Scheidung. Bern, Verlag Stämpfli,2005, 1499S. 判型がやや小さいとはいえ (A5版)、離婚のみで1500頁ある。スイスの出版物としては異例の速さで出版されており、もっとも参考に値するであろう。本書でも、条文が3カ国語で示されている。

⑤その他 その他の文献は、適時、本文中に引用している。ちなみに、本稿脱稿に時点の08年10月末の時点では、「スイス家族法雑誌」(FamPra.ch)でも、この問題を扱う論文は登場していない(同誌2008年第3号までチェック済み)。

(b) 邦語文献

2000年に全面改正された改正・離婚法を制定するおりの立法資料につき、95年公表の政府草案の内容を紹介する文献としては、下記のものがある(離婚法に限定する)。その他の文献については、下記の論考に引用される拙稿を参照されたい。

①拙稿「離婚の効果とスイス政府草案 (1) (2) (3) 完」南山法学23巻1号, 3号, 4号, 1998年-99年。後述する文献②は邦訳にすぎないが、本稿は、旧法, 予備草案, 政府草案の違いを示しながら「離婚の効果」の領域について、その概要を紹介する文献である。

②拙訳「離婚原因とスイス新法 (1) (2) 完」家庭裁判月報51巻10号, 11号, 1999年。2000年施行の新離婚法のうち、離婚原因の領域に限定して、政府草案につき、立法者の解説を収録した『報告書』部分を邦訳したものである。

なお、2000年に施行された改正・離婚法の全体にわたる概要紹介は、別稿にて発表する予定である。

1 スイスの離婚制度

(1) 3種の離婚制度

第1に、2000年施行の新離婚法では、3種の離婚原因が規定される。そのうちの2つ、すなわち、双方の請求に基づく離婚(本稿でいう合意離婚, 111条・112条)と、最低4年別居後の一方配偶者の訴えに基づく離婚(いわゆる「4年別居離婚」, 114条)は、新たな離婚原因である。ここでは、離婚原因は形式化され、有责性問題は除去されている(なお、カントン法の視点から、手続に支点を置いて描写をする文献として、Sandos, divorce. p.23 et seq.; さらに、カントン法における適用にさいする問題を扱う文献として、voir Sandos, divorce. p.83 et seq.)。

その他に、婚姻継続の期待可能性がないことを理由として、離婚を請求することも可能である(115条)。この種の「破綻離婚」は、旧法のもとでもなかったわけではないが、両者には本質的な違いがある。旧法142条の構成を踏襲するものであるが、旧法下での要件に比べて若干厳格になっている。原告配偶者が4年間(2004年の改正後は2年間)の別居を待つことすら期待することができないときにのみ、離婚が許される。これと、双方の合意に基づく離婚と訴えに基づく離婚との関係は、113条(要件が欠ける場合の扱いを定める)と116条(反訴などを定める)の規定により調整されている。

第2に、上記3種の離婚原因は、つまるところ、すべて破綻主義を基礎としている。3種とも、規定される要件のもとでは最終的に破綻しているがゆえに、離婚が許容されるのである。とくに、合意離婚(包括合意、一部合意とも)を重視するのは、争われる形式の離婚(*Streitscheidung*)よりも、双方の合意に基づく離婚の方が、当事者を含むすべての関係者の利益なるという判断から、このような離婚が推奨されているのである。

合意離婚制度のもとでは、夫婦関係が破綻しているか否かは問題の対象とはならない。いい換えると、裁判所は、破綻の存否を審理する必要がなくなった(vgl.zB Basler Kommentar Art.111 N.1

で、明言されている)。

第3に、精神病離婚などの旧法上の特別な離婚原因(旧137条-141条)は、有責主義の色彩が強い離婚原因を規定していた。そのことは、上記のような改正の指針(とくに解説144.3参照)にそぐわないという判断から、規定の上では、すべて削除された。これらの離婚原因は、実務では時代遅れのものと認識されていたようである(解説142.2参照。文献においても、スイスがヨーロッパでもっとも古い制度と位置づけられている。vgl. Basler Kommentar Vorbem. Art.111 N.1ff.)。

(2) 改正法と政府草案

第1に、政府草案によれば、双方の請求に基づく離婚についての規定は、下記の状況にある場合に、認めるのがよい。すなわち、――

①夫婦が、包括合意、すなわち「離婚すること」および「離婚の効果」について、いずれも合意している場合(111条)。この意味での合意が存在しない場合には、後述する「2年別居離婚」(114条)や、「破綻離婚」(115条)の対象となるにすぎない(vgl.zB Basler Kommentar Art.111 N.2)。

②夫婦が離婚について合意していたが、離婚の効果については、離婚手続の過程で初めて合意した場合(111条2項第2文)。

③夫婦が離婚について合意しているが、離婚の効果の全部または一部について合意(一部合意)が成立していないため、それについて合意を形成するにつき、裁判所の判断を要請することができない場合(112条)。

第2に、上記の3項目すべての場合において、夫婦は双方が離婚を訴求するのではなく、これを請求することによって、各自の離婚意思を表明することになる。このような仕組みは、いわゆる非訟手続ときわめて類似性がある。というのは、原告と被告とが争う形態の通常の訴訟手続をとることは、双方の請求に基づく離婚の基本思想にそぐわない。夫婦が合意することができない種類の離婚の効果は留保される(解説231.23をも参照)。

さらに136条1項では、その他に、共同の離

婚請求は、事前の和解手続を経ることなくして、直接裁判官のもとに出訴することができる旨が規定される。和解のチャンスについてのイメージを作ることは、治安裁判所の課題ではなく、夫婦との話し合いにおいて行うべきであるから、離婚裁判所で扱う対象とするのが、ベッサーである、という判断にたつものである。

(3) 規定の変遷

第1に、新法では「双方の請求に基づく離婚」という表現が使われている。「合意離婚」(*eine verständliche Scheidung od. Konventionalscheidung*; *divorce par consentement mutuel*)という表現は、スイスでの略称から、筆者・松倉が命名したものである。それはさておき、旧法では相当する規定が存在しない。予備草案(115条)の段階で、初めて登場した規定である。

第2に、政府草案(草案111条)と予備草案では、表現の上ではかなりの変動がみられる。これに対して、新法と政府草案では、若干の修正がなされているが、内容面では、まったく変わらないというに近いであろう(新111条)。

第3に、制定の背景を一言でいうと、近時の下級審裁判例では、夫婦が共同で離婚請求をしてきたという事実をもって、夫婦関係の破綻が治癒しがたい状態に達している決定的徴候とみる。この離婚形態も、民法制定前からみられた制度である(簡潔には、解説註16を参照)。破綻や期待可能性の存否について判断することが、裁判官にとり過剰な負担になっていることから、このような実務が生まれてきたと評価されている。

真実の探究なく、当事者の言のみで離婚を認容することに批判ないし不安がないでもないが、スイス全土で約93%、チューリヒにいたっては97%が合意離婚であるという現実がある(統計につきⅢ1参照)。

(4) 新しい離婚形態の立ち上げ

第1に、新法・草案では、ヨーロッパの殆どの国と同様に、合意離婚という制度を新設する(「解説」146.23参照)。スイスでは、合意離婚(*Konventionalscheidung*)は旧142条(破綻離婚を

認める規定。ただし、有責配偶者からの離婚請求は認められない)による手続の枠内で(簡潔には、解説の註295を参照)、すでに旧法下でも広く行われていたようである。裁判所は、おもに当事者の双方からの離婚したい旨の意思表示があることを根拠とし、婚姻破綻を概括的に審理しているにすぎない。

新法では、合意離婚が制度として規定されたが、新法は、旧法下での運用を追認したとも評価することができる(立法者の評価である)。

第2に、婚姻を解消させるのに、夫婦の合意だけでは足りない。むしろ、現実には夫婦双方が、婚姻が破綻しており、いま離婚することも性急過ぎることはない旨を確信しているという付加的な要件が必要である。

とはいえ、合意離婚の運用では、不必要な障碍を設けすぎて、難しくされてはならない、という判断がある。立法まえ10年の間に、実質的には「合意離婚」を許容されている。このような背景を考慮すれば、きわめて難しい要件の下でのみ双方が請求する離婚を認めることは、背理であり、脱法行為を導く恐れがある、と認識されていた(これにつき簡潔には、解説の註297を参照)。

第3に、合意離婚は、要件がクリアーされているかをチェックするため、および夫婦の熟慮をうながす目的から、裁判手続を要件とする。しかも、夫婦はそのような請求をする前には、十分に熟慮のうえで自分たちの離婚の決心をするものであるという前提から出発するとしても、比較法上も明らかなように、そのような熟慮期間は2つの異なる方向で認められている(解説146.23参照)。

すなわち、離婚手続において熟慮期間を認めるか、または双方の請求に基づく離婚についても一定期間の別居期間を要件とするかのいずれか。後者の解決は、ドイツ、オーストリア、イギリス、が採用している。そのさい、必要な別居期間は、長さが異なる。すなわち、オーストリアでは半年、ドイツでは1年、イギリスは2年である。

しかし、立法者の判断では、イギリスの解決

は、長すぎる。なぜなら、余りに長い期間は、脱法へと誘惑する危険があるからだ。それゆえ、改正作業においては、ドラスティックな短縮が論じられた。ちなみにフランスでは、第1回目と第2回目の意見聴取手続の間の3か月の考慮期間が規定されている。また、離婚にさいし夫婦の別居は要しないものとされる。

2 合意離婚と包括合意

第1に、合意離婚にさいしては、いわゆる包括合意の存在することが必要である。「一部合意離婚」も広義の合意離婚であるが、若干、認容要件が異なっている。

第2に、共同の申立てが必要である。共同申立てについて連邦レベルでの書式規定は存在しない。文献によれば、旧法下での合意離婚においても、共同の申立ては、口頭または書面によって行われることを必要とするが、夫婦の双方が1枚の書面に共同で署名すること、または共同で口頭にて申立てを行うことまで要求されているわけではない(vgl.zB Basler Kommentar Art.111 N.3)。

(1) 包括合意

第1に、既述のように、新法111条の規定は、これまでの慣行を追認する形で、合意離婚を明記したものである。夫婦が離婚手続を始める前に、離婚および離婚の効果について合意していることが、本条適用の要件である(詳細については、vgl.Basler Kommentar Art.111 N.4ff.; Schwenzer, Scheidung Art.111 N.4ff.)。離婚手続中に初めて、離婚の効果の全ての項目についての合意(一部離婚の合意)が得られた場合についても、原則として同様に扱われる。

第2に、最初の意見聴取のさいに、裁判所は、離婚の請求が自由意思で決定され、かつ熟慮ののちに決断されたと確信をもてる必要がある。それゆえ、夫婦各自の本人出頭が不可欠である。裁判所は、最初は夫婦別個に、そのごに夫婦が相い並んで意見を聴取するという配慮が必要がある(もっとも、場合により、同席での意見聴取がな

されることを排斥する趣旨ではない。vgl.zB Basler Kommentar Art.111 N.9 und N.15)。これにより、各自が、他方の圧力や不当な方法で意思決定に影響を与えたりしていないか否かを確定できるようにするためである（詳細については、vgl.zB Basler Kommentar Art.111 N.7 ff.）。この重要な任務を果たすために、離婚裁判官は、当事者夫婦と十分な対話をとる必要がある。

第3に、破綻の本当の理由については、裁判所は踏み込む必要がなく、2人が十分な熟慮ののちに離婚を決意し、婚姻が回復不能なまでに破綻していることを当事者が納得している旨を確認すれば足りる（離婚意思の確認の詳細は、vgl.Basler Kommentar Art.111 N.10）。

上記のことが不確かであれば、個々のケースの事情により、夫婦に和解を試みたり、婚姻相談所に足を向けるべく進言することができる（171条参照）。なお解明すべき事実があるならば、最初の意見聴取の折りに、複数の期日を設けるというルートも残されている。

（2）離婚の効果への配慮

離婚の効果に関していえば、2つの状況を区別する必要がある。

第1に、すでに裁判所での離婚手続が開始する前に、夫婦が離婚のすべての効果について合意することも可能である（111条1項）。また、上の合意につき、必要な添付書類（家族証書、ローン明細書、就業に基づく年金の調整についての確認書（141条・143条参照。簡潔には、解説234.8・234.9を参照、賃貸契約書など、詳細については、vgl. Schwenzer, Scheidung Anh. K. S.1153ff.）を添えて、子のための共同の申立書（親の配慮が夫婦のいずれに属するか、面接交渉、扶養料などの定め）を添えて、裁判所に提出することができる。口頭の申し出では不十分とみて、文書による合意の確認を要求するものである（添付書類の詳細については、vgl.Schwenzer, Scheidung Art.111 N.24f.）。

第2に、このような手続が踏まれた場合には、裁判所は、当事者〔夫婦〕が法律状態について教示を行い、第1回目の審理のさいに合意が裁可されたかどうかを、まず初めに確認する。今

回改正されるまでの現行法および民法158条5号についての連邦裁判所判決と同様に、合意は明白かつ完全である必要があり、明らかに相当性を欠くものであってはならない（草案140条2項を参照、解説234.7）。

第3に、未成年者の将来についていえば、子の扶養につき留保付きの合意をすることができ（133条1項および140条2項を参照、解説233.61・234.7）。この合意は狭義の意味のそれではなく、原則として共同の申立のみをいう。合意の存否については、裁判所が職権探知により判断する（133条および145条以下を参照）。

（3）意見聴取

意見聴取という手続、合意離婚の中心的な要素である。それゆえもあって、文献では、詳細に論じられている。本稿でも、少し詳しく触れておこう。

第1に、最初の意見聴取のうちに、合意が不明確もしくは不完全、またはその他の理由で裁可することができないことが明らかになったときは、裁判所は、即座に離婚を棄却するのではなく、当事者夫婦に、合意に達するまたは合意を補充する機会を与えなければならない。変更または補充がささいな事柄に過ぎないときは、事情によっては、最初の意見聴取のために設定された審理のうちに、変更等を行うことが許される。

瑕疵が重大であるときは、裁判所は、最初の意見聴取のうちに、審理の枠を拡大し、夫婦をして、瑕疵のある問題について協議するように勧めることができ、さらに夫婦の合意があれば、夫婦が離婚事件についての助言者の助言を仰ぐために、離婚の手続を〔一時〕中断することも可能である（151条参照、解説234.121）。

第2に、いずれの場合でも、第2回目の意見聴取の期日は、離婚の効果についての合意が111条1項の要件、共同の申立て、必要書類の添付などの要件を満たしているときに、初めて設定される（3項に規定する2度目の意見聴取については、vgl.Basler Kommentar Art.111 N.19；Schwenzer, Scheidung Art.111 N.10ff.）。

この3項の内容は、政府草案から少し修正されている（後掲した対照表を参照）。政府草案は、2度目の意見聴取を取りやめる要件を規定するのに対して、新法は、つねに2度目のそれを可能とする方向で規定する。新法の方が、合意に基づく離婚の成立に積極的な印象を抱かせる。もっとも新法のもとでも、自由な意思で、十分な熟慮のあとでは合意に達することが確信できる場合に、意見聴取を命じるものと解されている（bes.vgl. Schwenzer, Scheidung Art.111 N.10 und N.26ff.）。

ちなみに、書面による意思確認という歯止めは、1項では明示されるが、2度目の意見聴取のあとの手続では、明示的な言及がない。しかし、文献では、後者においても、書面を通じた意思の確認を当然の前提と解している（vgl.zB Schwenzer,Scheidung Art.111 N.39ff. und N.44）。

ところで、離婚裁判所には、若干フレキシブルな対応が期待されている。ゆえに、たとえば、共同の離婚請求をした夫婦が、最初の意見聴取のおりには完全な合意には達していない場合に、即座に共同の離婚を求める手続から排除するとすれば、それは不当であろう。規定（111項2文）も、このような場面を折り込みずみであり、夫婦および裁判所の双方に対して、裁量の余地を与えているのである。

ちなみに、「離婚の効果についての合意」についてのサンプルがみられる（Schwenzer, Scheidung Anh. K. S.1077ff.）。そこで最も重視されているのは、自由意思による離婚の決定、熟慮に基づく決定の2項目である。

第3に、当事者夫婦が当初の合意に固守するなどの理由で、合意にたどり着けないときは、規定111条の求める離婚のための要件が欠けることになる。妥当な離婚の効果を裁定してくれるようにと当事者が裁判所に共同して申し立てた場合にかぎり、112条1項を類推して、共同の請求に基づく離婚（一部合意の成立する場合の離婚）が可能である。

その旨の意思表示がなされていないときは、裁判所は、規定（113条）に従って、夫婦双方に対して、訴えによって離婚請求を行うための期

間を設定することになる。ここで定められた期間内に離婚訴訟が提起されなかったときは、離婚手続は対象がなくなったものとして処理される。

第4に、第2回目の意見聴取は、政府草案によれば、考慮期間が経過したのちに初めて行われる。この2か月という考慮期間は、最初の意見聴取が終了したときから、または離婚手続の開始後に合意されたが、裁可されない合意が裁判所に提出されたときから、起算される（考慮期間については、vgl.zB Schwenzer,Scheidung Art.111 N.34ff.）。

一方で、この期間はひどい考えすぎの原因となることもあり、他方で、夫婦間での意見の不一致を調整して、離婚判決に至るまでには、事情によっては余り十分な期間ともいえない場合もありうる。予備草案後の意見徴集手続では、予備草案（115条2項）に規定される2か月の期間は、ケースによりときに長すぎ、ときに短すぎると批判された。それゆえ、期間は、スイスの妥協に相応していると思える。

より長い期間を定めれば、離婚の決心を行うのに、一層良い熟慮がなされるという保証はない。これに反して、期間をより短くすれば、期間設定の目的を達成できないおそれがある。立法者の認識では、期間の長さを裁判所の判断で決めるというシステムは採るべきではない。なぜなら、カントンの裁判実務で期間が多様化し、望む期間を求めて巡り歩く、いわゆる「離婚観光」を生ぜしめる危険があるからである。

新法（113条3項）で定めるように、例外を認めずに客観的な基準を設定することにより、不十分ながら、例外が実務で1人歩きするという危険は取り除かれる、という認識にたつ。これらの理由から、草案・新法でも、2か月の考慮期間が維持されたのである。

第5に、離婚の効果のすべてが決まれば、当事者夫婦は、考慮期間の経過後に、第2回目の意見聴取を遅滞なく行うべく、裁判所に請求することができる。予備草案後の意見徴集手続では、第2回目の意見聴取のための法定の最大期間を定めるべしとする意見がみられた。しかし、

草案はこの提案には従わない。とくに子供の問題について、必要な追加事項を決定するための時間は、裁判所にも残されている必要があるからである。裁判所が第2回目の意見聴取を不当に遅らせた場合の救済手段としては、不当な権利拒絶を理由とする異議申立の途が常に開かれている。

第6に、考慮期間の間に、夫婦が共同してその請求を撤回することもできる。さらに、各配偶者は、第2回目の意見聴取の枠内で、離婚または合意についての同意を撤回することも可能である（離婚および離婚の合意の撤回の制限については、159条、解説 234.112、および149条2項、解説 234.111を参照）。

夫婦がそれについて新たな合意を締結したときは、期間もまた、新たに始まる（111条2項）。ただし、それが、112条1項に基づいて裁判所の判断を要請したときは、このかぎりではない（解説 231.23 参照）。夫婦が合意を得る意思のない場合において、他方配偶者がそれで満足する気がないときは、この配偶者は離婚訴訟を提起しなければならない（113条-115条、解説 231.24-234.34）。

第2回目の意見聴取を経ることにより、真摯かつ決定的な離婚意思を有することを確信した裁判所は、婚姻が最終的に破綻しているとみなすことができる（離婚意思の確認については、vgl.zB Schwenzer, Scheidung Art.111 N.16）。当事者夫婦が離婚請求を提起したおりに、少なくとも1年間別居していた場合を除いて（113条3項）、第2回目の意見聴取は必要不可欠な手続である（もっとも、新法では、そのような制限は規定からは削除されている）。それゆえ当事者は、原則としてみずから出頭する義務がある。個別の、および双方共同の意見聴取は必要ではない。たんなる書面による離婚意思の確認では、不十分である。

それに加えて、裁判所と夫婦との対話が必要である。すでに第1回目の意見聴取の前に、作成された定型的な合意文書が提出され、それがため2か月の考慮期間を定めた立法の趣旨が無に帰される危険があるだろう。

さらに、2度の出頭は、夫婦にとって特別異

常なことでもなく、また出頭を期待するのが無理ということはないであろう。夫婦は、婚姻をする場合にも原則として2度、身分登録官の面前に出頭する必要がある（98条2項・102条）。また離婚する場合にも、2度の出頭は不当とも思われない。夫婦の一方が最初の意見聴取のあとで転居したときは、第2回目の意見聴取のおり、必要ならば、法律救済手続をとる必要がある。

第7に、予備草案後の意見徴集手続と異なり、夫婦が共同の離婚請求を申し立てたときに、少なくとも1年別居していた場合には、裁判所は、第2回目の意見聴取を取り止めることができる（草案111条3項）。この規定の新設により、意見徴収手続でなされた批判、すなわちそのような場合には第2回目の意見聴取ないしはその間の考慮期間は不要であるという批判を取り込んだことになる（解説 231.21 参照）。

第8に、3項は、夫婦がすでに第1回目の意見聴取により裁判所の裁可を得ることができる、包括的な合意に達しているという判断を前提としているのである。裁判所は、このような場合には、第1回目の意見聴取に続いて、即時に離婚を宣告することができるのである。

もっとも、第2回目の意見聴取の取り止めは、完全な合意が手続の過程で初めて達せられたときは、原則として許されない（111条2項2文参照）。

しかし、裁判所は、1年の別居がある場合でも、個々の事案の事情により、たとえば子供の問題を処理するために、第2回目の意見聴取を行うことが合目的と思われるときは、つねに第2回目の意見聴取を命じなければならない。もっとも、第2回目の意見聴取を取り止めるという判断は、民法4条の意味での裁判所の裁量事項と扱われる。

なお、規定では、「離婚についての」合意のみに触れているが、文献によれば、この合意には、子に係わる問題も含めるべきである、とされる（vgl.Schwenzer, Scheidung Art.111 N.18）。離婚に際する最重要項目の一つであることを理由とする。

(4) 2008年改正法に係わる第1次草案

改正の予定について、結論のみ触れておこう。うえて述べてきた熟慮期間の廃止が提言されている。すなわち、1度目の意思確認ののち2カ月後に、裁判所によって、2度目の意思確認が行われる仕組みになっているが、この2度目の意思確認を行うかどうかは、当事者夫婦の意思にかからしめる方向での改正が予定されていた。今後の研究の参考のため、その条文をも示しておこう。

第111条

①夫婦〔双方〕が共同で離婚を請求し、かつ、必要な文書が添えられ、子に関して夫婦共同の提案を伴う離婚の効果について完全な一致があるときは、裁判所は、夫婦を別個にまたは同席で、その意見を聴取することができる。意見の聴取は、複数の期日を設定することができる。

②離婚請求および（前項の）合意が、自由な意思で、かつ十分な熟慮のうえでの合意であり、かつ子に係わる提案を伴う合意が承認できる〔内容である〕と、裁判所が確信したときは、裁判所は離婚を宣告する。

少し補足しておこう（vgl. Bericht der Kommission für Rechtsfragen vom 1. Dezember 2006 による。筆者は、連邦司法省のホームページでみることができたが、日にちがたてば、みることができなくなる。その場合には、のちに公表されるであろう「連邦政府案」を参照するほかなくなる）。

第1に、共同の離婚請求という制度は、ヨーロッパで近時増加している。フランス（2005年1月1日以降）、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、オーストリアなどの諸国で採用されている。

第2に、ドイツとオーストリアでは、夫婦関係が破綻している限りで離婚が認められる。

とくにドイツでは、破綻についての客観的要件が満たされていない局面では、離婚が宣告されない。別居についていえば、1年の別居期間が必要である。さらに、子ども福祉条項、夫婦の苛酷条項という制約がある。

他方、オーストリアでは、別居については半年の別居が必要であり、破綻の面では、治癒しがたい破綻の存在することが必要である。

第3に、これらと比較すると、私見によれば、スイスは、別居の期間を要求していない。しかも、苛酷条項をはずした。子に係わる時効についてのチェックが明示的に残されたとはいえ、実質的には協議離婚に近い離婚形態といえるであろう。とすれば、この点でも、スイス法の評価は、20年ほど運用の実態を追う必要があるであろう。

3 合意離婚の増加

(1) 旧法下での運用

第1に、旧法の下でも、急速に増加している離婚形態であり、草案にも取り入れられていることは、既述のとおりである。近時の下級審裁判例では、共同の離婚請求をしたとの事実を、治癒しがたい破綻の決定的徴候とみる。この種の合意離婚（Einverständliche Scheidung od. Konventionalscheidung ; divorce par consentement mutuel）という形態は、1907年民法の制定「前」にもみられた制度である。

第2に、なぜ合意離婚が増加するのだろうか。破綻や期待可能性の存否の認定が裁判官にとり過剰な負担になっていることから、このような実務が生まれてきたと評価されている。真実の探究なく、当事者の言のみで離婚を認容することに批判ないし不安がないでもないが、スイス全土で約93%、チューリヒにいたっては97%超が合意離婚であるとの現実がある。

補足しよう。合意離婚を認める最大の理由は、①現実が先行している、②諸外国の動向がこれを認める方向に流れている、ゆえである。後者につき補足すれば、ドイツ、フランス、イギリス、オーストリアなどの近隣の主要工業諸国で、すでに合意離婚が採用されている。前者の現実についていえば、現行民法142条の手続の枠内においても合意離婚（講学上、Konventionalscheidungという）が広く行われている。

統計資料から明らかなように、たとえば、2004年度では、約18,000件中の実に92%が合意離婚である。合意離婚の訴えにさいして裁判官は、当事者の説明に基づいて、婚姻破綻が現実に治

癒し難いかどうかということ、吟味することに甘んじているといわれる。しかも、夫婦が共同してなす離婚の請求を認めることは、1988年施行の新婚姻法の基本理念とも一致する。

第3に、それでは、このように合意離婚が運用により採用されているにも拘らず、これを法定化するの、なにゆえであろうか。草案「報告」では必ずしも明言されていないが、現実にはカントン間ないし地域間で運用の違いがあったもようであり、法制定により、このバラツキを統一する意図もあるように見受けられる。

第4に、合意のみでの離婚の可否について述べよう。裁判離婚制度を維持することが、草案の基本理念の一つである。ゆえに、夫婦の合意のみの離婚、すなわち「協議離婚」は許されず、合意離婚においても、①裁判官のコントロール、②離婚を決断する熟慮期間の導入、との2つの要素を採り入れている。ここで熟慮の余地を導入するとしても、裁判別居による方法と、裁判官が熟慮期間を設定するとの方法とが考えられる。少し補足しよう。

①最低別居期間 離婚に先行して最低別居期間を設けるのが、最近のトレンドである（独民1566条1項は1年、イギリス73年婚姻事件法1条2項は2年、オーストリア婚姻法は6ヵ月）。別居制度には、熟慮が可能、夫婦の置かれる状況把握に役立つ、などの効用を認識するが、草案は別居先行を離婚の要件とはしていない。

その理由は、(i) 別居期間の満了が充分条件との機能を生み、僅かな困難に遭遇しただけで、すぐに別れるという危険がある、(ii) 破綻離婚は例外にとどまるべきであると考えているが、離婚に先行して最低の別居期間を要求すると、夫婦が破綻離婚へと流れるキッカケを提供してしまう、などにある。

②最低婚姻期間の必要性 一定の婚姻期間を経過した夫婦にのみ、離婚を認める法制もみられる（たとえば、仏民230条3項は6ヵ月、イギリス前掲法3条1項は1年）。とくに婚姻当初にありがちな性急な離婚を防止しようとする趣旨であることはいままでのないであろう。65年のスイス「家族法改正研究委員会」でも、3年以上の婚

姻継続した夫婦についてのみ離婚を認めるべし、との提案もあった。しかし草案・新法はこの方向をとらなかった。

その理由は、(i) そのような期間が経過するまで、夫婦に別居を強いることは相当ではない、(ii) むしろ新たな相手との事実婚が増えるだけである、(iii) 嫌がる相手との同居の継続は、あとの離婚の効果の規制を複雑ならしめる、との理由からである。

(2) 合意離婚にさいする裁判官の役割

第1に、離婚意思・離婚効果の確定を要する。合意離婚では合意の存在が意味をもつ。それゆえ裁判官の職務という視点からすれば、破綻という実質事由の吟味を必要とせず、夫婦とも真剣に離婚を望んでいる旨の意思の確定に重点を置くことになる。離婚意思の確認を要するから、本人出頭が欠かせない。

草案の合意離婚は、つぎの3つの形態に分かれる。すなわち、①115条1項・2項では、離婚自体にも、その効果についても、一致している。②同3項では、離婚については原則で一致があり、手続が経過するうちに効果についての合意を導く離婚形態である。③116条では、上記②の後者の問題を、裁判官の判断に委ねる離婚形態である。

とくに115条1項の場合には、すでに夫婦が離婚の効果のすべてについて意思が一致し、かつ完全に合意に達していることが前提である（仏法は、この形式の合意離婚のみを認める）。草案によれば、婚姻証書、ローン証明書、賃貸借契約書、扶養額に関する取決め書（145条）などの必要書類を添付するだけでなく、親権、面接交渉、養育料など、子のことに関する取決めも終えていることが必要である。

第2に、裁判官の役割は大別すると2つある。まず夫婦に関して、たとえば合意の内容が明らかに一方にとり不相当であるとき、たとえば妻が経済的に保障されないような合意は、「裁判官の裁可」（140条1項）が得られない。合意の自由意思性と合理性（同2項）を裁判官が確信したときに、初めて合意が確認、離婚が裁可される。

第3に、夫婦のなした合意は、裁判官の裁可を要するから、ときに合意の修正を要することもある。修正が小幅で済む場合には、第2回目の意見聴取の前になされていけばよい。

これに対して、本質的な修正を要する場合には、最初の意見聴取の枠内で、裁判官が新たな期日の設定をすることを予定している。草案の記述からは明確ではないが、そこで新たな合意が裁可できうるものであるかどうかを、不裁可との最終決定の前に、夫婦をして考慮する余地を与える趣旨かと思われる。

第4に、第2回目の意見聴取は、熟慮期間の経過後に行われる。ここで、いわゆる「離婚ツーリズムス」、つまり実務の判断に余りのバラツキの出ることを避ける目的から、期間の確定を裁判官の裁量には任されず、2か月と法定される。

この期間につき、これより短い期間を定めることも許されない。これまた、余りに短い期間が設定されるのを避ける趣旨である。では、2ヵ月より長い期間を定めることは可能であろうか。「その手続の詳細は、今後のカントン法に委ねられている」との表現から推測すれば、カントン法によるのであれば、若干の延長は許される趣旨に読めるであろう。

つぎに、熟慮期間中に夫婦の離婚意思が変化した場合はどうであろうか。共同でまたは一方が離婚意思ないし夫婦の要求を撤回することが可能である。また、夫婦が新たな意見の一致に達したときは、2回目の意見聴取のための期間、裁判官のもとで完全な合意に達したときから始まる（115条3項。もっとも、116条1項に基づいて裁判官の判断を求めたときは、この限りではないとされる）。

しかし、夫婦の一方が離婚意思をなくしたのであれば、他方は、長期別居離婚、重大事由離婚などの離婚訴訟（117条-119条）を提起する以外に離婚の道はないことになる。

最後に、裁判官が職権で子の問題を判断することは前述した。子の問題について、裁判官が夫婦の申立（＝合意）に同意しないときは、当事者夫婦は、①夫婦のイニシアティブで新たな

申立をするか（115条3項）、または、②共同して裁判官の判断を要請するか（116条1項）のいずれかの方法を選択することになる。

もし第2回目の意見聴取の折に、夫婦の合意を裁可できないときは、裁判官は、当事者に対して、もう一度考え直すように要請することができる。このときには、2ヵ月の熟慮期間は新たに始まる。離婚自体についての意見の一致があれば、一部合意の手続が続行されることになる。

4 手続保障

草案の採る「手続保障」は、とくに民法（民231条-232条）を模倣したものであるが、より合意の範囲を拡大している。合意離婚を認めた趣旨を生かすためには、適用範囲を拡大すべきであるとの価値観に基づく。

補足すれば、草案・新法は、別居先行や最低婚姻期間を要件とする道を選ばず、2度の意見聴取という手続保障の方法を採る。つまり、合意離婚をするには、裁判官による意見聴取を要求する。

これにより、①裁判官としては、夫婦が自由な意思で、しかも熟慮ののちに離婚請求したことを確信でき、②夫婦側には、2度の意見聴取の間に、いわば義務的な熟慮期間が課せられることになる、等のメリットがあるとみるわけである。

（1）離婚意思・離婚効果の確定

合意離婚では合意の存在が意味をもつ。それゆえ裁判官は、破綻という実質的な事由の吟味を必要とせず、夫婦とも真剣に離婚を望んでいる旨の確定に重点を置くことになる。意思の確認を要するから、本人出頭が欠かせない。

草案の合意離婚はつぎの3つの形態に分かれる。すなわち、①115条1項・2項では、離婚自体にも、その効果についても、一致している。②同3項では、離婚については原則で一致があり、手続が経過するうちに効果についての合意を導く離婚形態である。③116条では、上記②

の後者の問題を、裁判官の判断に委ねる離婚形態である。

とくに115条1項の場合には、すでに夫婦が離婚の効果のすべてについて意思が一致し、かつ完全に合意に達していることが前提である（仏法は、この形式の合意離婚のみを認める）。草案によれば（Begleitbericht N.3.4.1.2）、婚姻証書、ローン証明書、賃貸借契約書、扶養額に関する取決め書（145条）などの必要書類を添付するだけでなく、親権、面接交渉、養育料など子のことに関する取決めも終えていることが必要である。

（2）裁判官の役割

裁判官の役割は大別すると2つある。その一つは、前述したように、合意の自由意思性と合理性（同2項）を裁判官が確信したときに初めて合意が裁可される。

もう1つは、子に関して、裁判官は、職権主義（138条、147条、148条）に従って、子の福祉の観点から判断を下すのである。夫婦の立場からいいかえれば、夫婦は子の将来につき自由に処分することはできず、たんに裁判官に申立ができるに過ぎない。

（3）合意の修正

夫婦のなした合意は、裁判官の裁可を要するから（(b) 参照）、ときに合意の修正を要することも少なくない。修正が小幅で済む場合には、第2の意見聴取の前になされておればよい。これに対して、本質的な修正を要する場合には、最初の意見聴取の枠内で、裁判官が新たな期日の設定をすることを予定している。

草案の記述からは明確ではないが、そこで新たな合意が裁可できうるものであるかどうかを、不裁可との最終決定の前に、夫婦に考慮の余地を与える趣旨かと思われる。

それはともかく、このような裁判官の努力にも拘らず、①当事者が出頭しないとき、②夫婦が修正すべき旨の勧告に応ぜず、すでになした合意に固執するときは、裁判官は離婚請求を棄却するほかはない。もっとも、請求棄却の判断前に、116条1項の離婚請求（離婚の効果の判断を

裁判官の判断に委ねるそれ）を共同で申し立てるとの道は残っている。

（4）2度目の意見聴取

第2の意見聴取は、熟慮期間の経過後に行われる。ここで、いわゆる離婚ツーリズムス、つまり実務の判断に余りのバラツキの出ることを避ける目的から、期間の確定を裁判官の裁量には任されず、2ヵ月と法定される。この期間につき、これより短い期間を定めることも許されない。これまた、運用で短すぎるのが原則のごとくなるのを避ける趣旨である。

では、2ヵ月より長い期間を定めることは可能であろうか。「その手続の詳細は、今後のカントン法に委ねられている」（Begleitbericht N.3.4.1.2.）との表現から推測すれば、カントン法によるのであれば、若干の延長は許される趣旨に読めよう。

つぎに、熟慮期間中に夫婦の離婚意思が変化した場合はどうであろうか。共同でまたは一方が離婚意思ないし夫婦の要求を撤回することが可能である。また、夫婦が新たな意見の一致に達したときは、2度目の意見聴取のための期間には、裁判官のもとで完全な合意に達したときから始まる（115条3項。もっとも、116条一項に基づいて裁判官の判断を求めたときは、この限りではないとされる）。

しかし、夫婦の一方が離婚意思をなくしたのであれば、他方は、長期別居離婚、重大事由離婚などの離婚訴訟（117条－119条）を提起する以外に離婚の道はないことになる。

最後に、裁判官が職権で子の問題を判断することは前述した。子の問題について、裁判官が夫婦の申立（＝合意）に同意しないときは、当事者夫婦は、①夫婦のイニシアティブで新たな申立をするか（115条3項）、または、②共同して裁判官の判断を要請するか（116条一項）の何れかの方法を選択することになる。もし第2の意見聴取の折に、夫婦の合意を裁可できないときは、裁判官は、当事者に対して、もう一度考え直すように要請することができる。このときには、2ヵ月の熟慮期間は新たに始まる。離婚自

体についての意見の一致があれば、一部合意の手続が続行されることになる。

5 2000年法の予備草案

後学のため、予備草案（第1次草案と呼ぶこともある）についても、記述しておこう。

(1) 旧法

旧法下では、合意離婚に相当する規定はみられない。新たに設けられた制度である。

(2) 別居期間の扱い

第1に、予備草案はフランス流の解決に傾き、すべての場合について、夫婦がすでに一定期間の間別居していかたどうかを問題とすることなく、裁判手続中の考慮期間を規定していた（予備115条）。つまり、離婚するための必要的別居期間の存在は不要とされていた。この構造は、夫婦間に緊張を緩和することに役立つ。なぜなら、別居期間を要求すると、離婚後の各自の状況を把握しようとして離婚の決心を導くのに考え過ぎ、また和合への期待感を増幅させる危険もあるからである。

第2に、他面において当然のことながら、別居期間中は婚姻法の規定が適用され、離婚法のそれは適用されるわけではないということに、留意すべきである。必要的な別居期間を要求することは、その他に、夫婦をして、つぎのこと、すなわち双方の請求に基づく離婚に代えて、婚姻継続の期待可能性がないことという理由を離婚原因とする道を要求することになる恐れがある。

さらに、必要的別居期間を設ければ、双方の請求に基づく離婚にさいする別居期間の充足という要件をできるだけ早く満たすために、些細な困難が生じるとすぐに、できるだけ早く別れるという風潮を招く危険がある。2つの停留所を設けることは、付加的な費用を必要としてしまう。全ての夫婦が自活できる状態に置かれるわけではないために、外国法での経験が示しているように、同じ住居内で別生活を強いられる

という事態を招く危険がある。しかし、それでは離婚要件が存在する旨の証明が著しく困難になる。

(3) 意見徴集手続

第1に、予備草案〔の上記〕のコンセプトは、〔その後にとられた〕意見徴集手続では、幅広い層から賛同を得た。しかし、離婚の合意に達した時点で夫婦がすでになにがしかの期間別居したので、裁判手続で考慮期間を、さらに追加的に定めることは不要である、という理由づけにより、上記の解決方法は強く批判された。

そこで草案は、別居が1年以上に及んでいるときは、裁判所は第2回目の意見聴取を取り止めることができる旨を定める111条3項を置くことにより、上記の批判の一部を取り入れ（解説231.22の末尾を参照）、夫婦がすでに1年以上別居しているときは、第1回目から2か月後予定された第2回目の意見聴取を経ずに離婚を許容する立場を取った。

これにより草案は、2つの解決方法の長所を取り出すことにより、これに伴う短所を減少させる途を選んだのである。

第2に、予備草案後の意見徴集手続での提言、すなわち夫婦に対する2度の意見聴取と考慮期間を設けることのほかに、離婚の手続中さらに改めて少なくとも1年間の別居を要求するという提言は、草案では採用されなかった。夫婦が離婚後の夫婦の状況をイメージできるほど長い期間にわたってすでに別居していたときは、草案の立場からみれば、第1回目の意見聴取のあと2か月後に行われる第2回目の意見聴取および再度の考慮期間の設定は、いたずらに離婚手続を困難にするに過ぎず、意味ある制度とは思われない。

もしそのような複雑な制度を採用すれば、それは比較法上も例がなく、かつ今日のスイスの法状況を無視するものとなるであろう。一定の婚姻期間の経過後にかぎって離婚を認める制度もみられる。たとえば、フランスでの婚姻は、少なくとも6か月の経過後、イギリスは1年後にのみ離婚を許容する。

第3に、草案はそのような解決方法を採用な

い。夫婦が期間の経過するまで別居することは、妨げない。この状態では夫婦はいまだ婚姻関係にあるが、ただちに新たなパートナーと親密な関係に入ることも可能である。逆に、夫婦の共同生活を継続すると、一段と問題が複雑になり、離婚の効果についての規律を一層難しくするこ

とになる（簡潔には、解説の註301を参照）。ほんの短期間の結婚生活であったときでも、紙の上だけの形だけの婚姻関係の継続を強いることは、総じてなんら有益ではない。若い夫婦であれば、離婚の決定を熟慮し、決定的になるまでの手続を保証することが、より重要である。

離婚 / 年度	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
離婚件数	20,809	10,511	15,778	16,363	16,799	17,949
合意離婚（111条）	—	6,970	14,753	15,361	15,679	16,581
一部合意離婚（112条）	—	294	494	478	526	536
4年別居離婚 （04年に2年に改正, 114条）	—	748	310	296	397	64
破綻離婚 （115条）	—	169	221	228	197	186
未成年子がいる件数	9,939	4,813	7,233	7,533	7,678	8,201
夫婦の扶養 （年金など）	8,515	3,656	4,363	—	—	—
（裁判）別居	610	315	341	265	224	1
合意離婚の率	—	66.3%	93.5%	93.9%	93.3%	92.4%

出典：Basler Kommentar Vorbem. Art. 111ff. N. 27 をもとに、若干アレンジしている。

むすびに代えて

1 改正理由

第1に、離婚法を改正する理由、つぎの3点に集約することができる。1907年民法の定める離婚法は、その時代を基準とすれば相当に進んだものであり、国際的にみてもパイオニア的役割を果たしてきたといえる。このことは95年草案自身も賞賛しており、各国の評価もそのとおりであったようである。

とくに、①精神病離婚などの破綻主義を導入したこと（旧142条1項）、②離婚の効果について、裁判官による法創造を広く認めたこと、などがその例である。

そのご実務も、社会の変動に対応して著しい自己発展を果たしてきたが、判例による法発展にも限度がある。予備草案起草者の認識によれば、離婚法（法規）と現実の離婚（実態）との間の乖離が広がり、スイス離婚法はヨーロッパでも最も古いものになり、「もはや法改正なしには、重要な切願に対応できない」状況にある（Bericht S.1 und N.3.2 からの引用）。

その一例として挙げるべきは、スイス法内部での変化として、有責配偶者からの離婚請求を制限するとの制約が排除された。苛酷条項を採用しないことと相まって、ドイツ法以上に破綻主義を貫徹させていることが知れる。

第2に、旧・離婚法も制定当初はとくに進んだものであり、たとえば破綻主義離婚の制度を導入するなど比較法的にみても指導的な地位を占めていた。このことは、政府草案に先立つ予備草案自身も統一民法典のもとでの離婚法を賞賛しており、西欧諸国の評価もそのとおりであったようである。とくに、①分けても精神病離婚などの破綻主義を導入したこと（民142条1項）、②離婚の効果について、裁判官による法創造を広く認めたこと（裁判官による法創造につき、石田「スイス民法1条の法源イデオロギー」法協89巻2号以降、1972年、が詳細である）、などがその例である。

2 改正の基本理念

第1に、草案解説では、改正の柱となる項目について言及はみられるが、草案の基本理念と位置づけることができる記述はみられない。わずかに、草案が指導項目と銘打つ項目を示せば、①法律の限界の遵守、②裁判離婚制度の維持、③有責性を問わない離婚法の促進、④合意離婚制度の導入、⑤子の利益の尊重、⑥離婚の経済的効果の規制、などである。筆者の目からみた若干の特色を指摘しておこう（文献において、新法の基本理念に触れるものとして、Basler Kommentar Vorbem. Art.111 N.1ff.; Sandos, divorce. p.3 et seq.）。

第2に、改正提案の柱につき、比較法的にみれば、ドイツ、フランス、イギリスなど、主要諸国での改正経験をも踏まえたうえでの改正草案であることが注目される。今回の改正の一つの目玉である合意離婚の採用は、スイスにおける離婚の実体を反映した結果に過ぎないとも評価できるが、たとえば苛酷条項の不採用に傾いた事情や破綻離婚の深化など、われわれの今後の議論に役立つところが多いであろう。われわれにとっては、先行して、改正を実現している諸国と比較しながらみることが、とくに有益である。

第3に、旧法と比べて、立法者の意思が表示される、草案自身が認める重要な改正提案の柱は、つぎのごとくである（Bericht SS.1f.による）。後学のため、改正の主要項目をここに列举しておこう（auch vgl.Schwenzer,Scheidung Allg.Einl. N.17ff.）。

- ①旧法の特別な離婚原因（旧137条-141条）の放棄、
- ②手続法上の補償を伴う、合意離婚の導入（草案115条-117条）、
- ③長期別居離婚の導入（草118条）、
- ④離婚した配偶者に家族の住居を割り当てるとの、離婚裁判官の可能性、
- ⑤婚姻継続中、職業上の共済を取得した給付請求権の分割（草126条以下）、
- ⑥苛酷条項と結びついた、離婚後の扶養給付の、有責性と関わりなき規制（草130条）、
- ⑦再婚後も扶養年金を継続する可能性の容認（草135条②）、

- ⑧扶養義務の執行の改善（草136条-137条），
- ⑨離婚後の共同親権の導入（草298 a 条），
- ⑩親権なき親の地位の改善（草275条 a， 298条 a），
- ⑪離婚のおり確定される面接交渉権についての管轄権
が，裁判官から後見官庁への一部移転（草139条③，
275条），
- ⑫民法における重要な手続原則の規制（草140条以下），
- ⑬特別な仲介所を作るべきカントンの義務（草151条），
- ⑭別居指令後，離婚訴訟請求権や子の措置（草121条③，
民法147条），
- ⑮別居の効果の明示的な命令（草122条），など。

第4に，合意離婚の改正理念などについていえば，条文に示されるように，離婚請求および合意が自由意思に基づき，かつ十分な熟慮のすえになされたものであり，さらに子のための提案を伴う合意がであると裁判所が認めることができたときは，裁判所は，離婚を宣告する。

つまり，即時に離婚を宣言する道を許容したことが大きな特色である。わが国での協議離婚に近いともいえるが，当事者の熟慮の確認と，子の福祉への配慮を要求される点において，協議離婚とは多くの違いがあることがわかる。

（おわり）